



水俣病特措法の救済措置申請受付は平成24年7月末までです。心当たりのある方は申請を。

(別紙) 傍聴される方へ

災害廃棄物安全評価検討会を傍聴される方(報道関係者を含む。)は、次の留意事項を遵守してください。これらを守られない場合は退場していただくことがあります。なお、当日は、免許証等の顔写真入り身分証明書等及び傍聴券を御持参ください。

- ・傍聴にあたっては、審議の迷惑とならないよう静粛にお願いします。また、席をみだりに立たれたり、席を移動されることはお止めください。
- ・審議中に、写真撮影、ビデオ撮影をすることはできません。
- ・審議の妨げとなる発言や行為等が行われた場合には、事務局の判断により、退場を指示する場合がありますので、御留意ください。
- ・危険な物を持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序維持のため必要があると認められる方の傍聴はお断りします。
- ・抗議又は陳情等はお断りします。
- ・旗の掲揚及びビラの配布等の行為はお断りします。
- ・その他会場の整理については、座長の命を受けた事務局職員の指示に従うようお願いいたします。
- ・以上の注意事項が守られない場合は、次回以降の災害廃棄物安全評価検討会の傍聴をお断りする場合がありますので御留意ください。

(災害廃棄物安全評価検討会事務局)